

平成 27 年 11 月 20 日 開会

平成 27 年度 第 10 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 27 年度 第 10 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 27 年 11 月 20 日 午後 4 時から午後 4 時 15 分

1 場 所 紫波町役場 会議室 304

1 出席委員	委員長	高橋 榮幸 君
	職務代理者	森田 英仁 君
	委員	松川 久美 君
	委員	滝澤 真千子 君
	教育長	侘美 淳 君
1 説明員	教育部長	森川 一成 君
	国体推進課長	八重嶋 靖 君
	学校給食センター所長	俵 正行 君
	学習推進室長	谷地 和也 君
	学務室長	葛 博之 君

付議事件

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 1 号
「紫波町学校教育審議会の進捗状況について」

日程第 3 報告第 2 号
「(仮称)教育サポートセンターの整備に関する方針書(案)について」

日程第 4 議案第 1 号
「紫波町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」

日程第 5 議案第 2 号
「紫波町公民館指導員に関する規則の一部を改正する規則」

議案第 3 号
「紫波町勤労青少年ホーム指導員に関する規則の一部を改正する規則」

議事の概要

(開会 午後 4 時)

○ 高橋委員長

これより会議を開きます。
本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成 27 年度第 10 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。

- 日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。
- 佐美教育長
（平成 27 年度第 9 回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告）
 - 高橋委員長
それでは会議を進めます。
日程第 1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
 - 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。
 - 高橋委員長
次に、日程第 2、報告第 1 号「紫波町学校教育審議会の進捗状況について」を議題といたします。
提案者の報告を求めます。
 - 佐美教育長
紫波町学校教育審議会の進捗状況について、別紙のとおり報告いたします。
紫波町の東西の地域において、今後子どもの数が減少する傾向にあります。少人数時代を迎える紫波町の子ども達にとって、どんな教育環境がいいのかということをお手元の方々に議論していただいております。
お手元の資料には、諮問書、審議会の委員名簿、9 月 29 日に行いました第 1 回審議会の議事録をまとめておりますので、目を通していただきたいと思います。
なお、第 2 回目の審議회를 11 月 18 日に行ったところです。その中では、コミュニケーション能力についての発言が多くありました。議事録につきましては、追ってお渡ししたいと思っております。
最後のページにはスケジュール表がございまして、次回第 3 回には学校訪問を行い、来年度 8 月には教育委員会へ答申を提出していただく予定であります。
以上です。
 - 高橋委員長
ただ今、報告第 1 号について説明がありましたが、このことについて何かご質問、ご意見はございませんか。
 - 高橋委員長
（意見の有無を催促）
（「なし」の声あり。）
 - 高橋委員長
質疑を打ち切ります。
報告第 1 号につきましては、以上のとおりでございます。
 - 高橋委員長
次に、日程第 3、報告第 2 号「(仮称)教育サポートセンターの整備に関する方針書(案)について」を議題といたします。
提案者の報告を求めます。

○ 侘美教育長

(仮称)教育サポートセンターの整備に関する方針書(案)を別紙のとおり策定いたしましたので、報告いたします。

役場庁舎の南側のエネルギーステーションの西側の空き地に、中央保育所が古く手狭になったため、民設民営の保育所が出来ます。また、東側にも建物を建て、小児科とかスポーツジム、飲食関係の店舗が入る予定です。その建物の一角を使って(仮称)教育サポートセンターを整備してはどうかと提案しているところです。

詳細については、教育部長から報告いたします。

○ 森川教育部長

資料2ページをご覧ください。

(1)紫波町適応支援教室「はばたき」であります。今、現在は中央公民館で行っておりますが、不登校児童及び生徒の在籍校への復帰を支援するための施設であります。現在小学生1名、中学生6名が通級しておりますけれども、10名程度の通級児童生徒を想定しております。開室日は、月曜日から金曜日までの週5日間とし、開室時間は9時から15時と考えております。

次に(2)(仮称)家庭学習サポートルームですが、場所は「はばたき」と同じ部屋を使いまして、広さ的には学校の教室と同じ位のものを考えております。目的としましては、生活困窮家庭等の中学生に対し、学習支援や悩み相談等を行い、学習等の場所、機会を提供するものでございます。時間等につきましては、週1回、平日の18時から20時30分と考えております。

現在、同じように中央公民館で、県の保健福祉環境部保護課が取り組んでおり、学習支援及び相談プログラムというかたちでやっております。

通級生徒数は30名程度、学習サポーターとして大学生等を3名程度と考えております。

次に(3)幼児ことばの教室でございます。現在、日詰小学校でことばの教室を行っておりますが、就学前児童を対象にした教室への要望等もあり、通級人数は10名程度、指導員は1名と考えております。開室時間は、週1日、9時から15時と考えております。

それから(4)教育相談室でございます。現在、教育委員会に教育相談電話があり、相談員が対応しておりますが、就学児童生徒の教育相談だけではなく、子育てとか発達障がいに対する悩み等も、受け付ける窓口を作りたいと考えてございます。

そして、9ページにはフロアイメージがございまして、1階と2階の一部に民間テナントが入り、残りの40坪程度をお借りして、教育サポートセンターを設置したいと考えております。

次のページにスケジュールがございまして、平成28年度に建設いたしまして12月に完成となり、平成29年度の4月から開所したいと考えてございます。

以上でございます。

○ 侘美教育長

ことばの教室は福祉の分野になるために、教育委員会が直接的に関与出来ない部分であります。相談窓口的な要素も含め、連携しながら進めていくかたちになると思います。

○ 高橋委員長

ただ今、報告第2号について説明がありましたが、このことについて何かご質問、ご意見はございませんか。

- 松川委員
スタッフの予算はどうなりますか。
- 葛学務室長
配置スタッフとしましては、社会福祉士、適応支援相談委員、ことばの教室指導員及び教育相談専門員を予定しております。予算的な事を考えれば、ことばの教室指導員及び教育相談専門員については、新たに捻出しなければならないと思います。
- 滝澤委員
ことばの教室の代表者としてしましては、有り難い施設だと思っておりますので、現実的に進めていただければいいと思います。
- 松川委員
ことばの検査は、どの時点でチェックを受けているのですか。
- 葛学務室長
就学前の児童につきましては、8月頃に町内全ての幼稚園・保育所等を日詰小学校のことばの教室の先生が訪問します。そこで一次検査を行い、困難さがみられる児童につきましては、就学時検診で二次検査を行います。さらに、通級が望ましいと判断された場合は、12月に説明会を開きまして、入級申込を経て4月に入級となります。
- 佐美教育長
これが成立すれば、就学前のさらに早い時期から相談が可能になります。今本町では、制度的にやっておりますし、他の自治体でも行っている所はわずかです。
- 松川委員
専門の先生がいないとケア出来ないわけですか。
- 佐美教育長
はい、そうです。
- 松川委員
発達障がいも、早く対応した方が対処出来る部分があるように聞いています。
- 佐美教育長
それは、教育相談していただければ、早く対処出来るかもしれません。
- 高橋委員長
(意見の有無を催促)
(「なし」の声あり。)
- 高橋委員長
質疑を打ち切ります。
報告第2号につきましては、以上のとおりでございます。
- 高橋委員長
次に、日程第4、議案第1号「紫波町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第1号、「紫波町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」についてであります。
財団法人紫波町体育協会の一般財団法人への移行に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。詳細につきましては、学習推進室長より説明いたします。
- 谷地学習推進室長

議案第1号、紫波町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について補足説明をさせていただきます。

公益法人改革に伴いまして、財団法人紫波町体育協会が一般財団法人に移行してございます。それに伴いまして、第4条第3項第2号の財団法人を、一般財団法人に改正しようとするものでございます。

以上でございます。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第1号、「紫波町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、日程第5、議案第2号「紫波町公民館指導員に関する規則の一部を改正する規則」、議案第3号「紫波町勤労青少年ホーム指導員に関する規則の一部を改正する規則」以上2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第2号及び議案第3号までの2案件につきまして一括してご説明申し上げます。

紫波町公民館指導員及び紫波町勤労青少年ホーム指導員の報酬の支給方法を改めようとするものであります。詳細につきましては、学習推進室長より説明いたします。

○ 谷地学習推進室長

日程第5、議案第2号、紫波町公民館指導員に関する規則の一部を改正する規則並びに、議案第3号、紫波町勤労青少年ホーム指導員に関する規則の一部を改正する規則について、補足説明をさせていただきます。

本町では、お願いしております非常勤職員の報酬の支給日を統一するということが決定したことによりまして、これまで公民館指導員と勤労青少年ホーム指導員につきましては、一般職の職員の給与の支給の例によるということで、当月払いの支給になっておりました。これを、翌月の10日支払いに変更するというので、改正するものでございます。この規則は、平成27年12月1日から施行となります。

今回、生涯学習課に関わる非常勤職員としましては、公民館指導員と中央公民館館長、勤労青少年ホーム指導員と館長、社会教育指導員と野村胡堂あらえびす記念館館長が該当となります。

以上でございます。

○ 高橋委員長

これより一括して質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第2号、「紫波町公民館指導員に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第3号、「紫波町勤労青少年ホーム指導員に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

事務局から説明願います。

○ 事務局からの事務連絡（葛学務室長）

・教育委員会12月定例会開催日の調整

調整結果：12月18日(金) 午後4時

・平成27年度管内市町教育委員会教育委員等研修会について

○ 高橋委員長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

○ 高橋委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成27年度第10回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後4時45分)